



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

右代表者 大阪府知事 河野孝一
右指定代表者 田邊治通 奥村泰助
田中新次郎 平野徳松

平野徳松

右當事者間の土地收用補償金請求事件に付大阪控訴院が昭和二年五月六日言渡したる判決に對し上告人より全部破毀を求むる申立を爲し被上告人は上告棄却の申立を爲したり

(主文) 原判決を破毀し本件を大阪控訴院に差戻す

(理由) 上告論旨第一點は原判決は收用補償金増額を求むる本訴

の被告は大阪府知事たるべきものなりと謂ふと雖本訴の被告たるべきものは大阪府知事に非ずして大阪府なることは土地收用法第四十七條道路法第三十三條第二項の明定する所なれば原判決は法
律を誤解したる失當ありと信ず蓋本訴の被告たるべき者は補償義務者なることは何等疑義なく本件國道新設の爲め所要の土地を收用したる場合に何人が補償義務者なりやを按するに土地收用法第四十七條に依り補償義務者は起業者なりと斷すべきが如しと雖同條は土地收用法第二條に基き土地收用を許されたる國防軍事其の他各種の事業に於て原則として起業者が補償義務を負擔すべき旨を規定したるものにして本件道路の如く土地收用法に對し特別法

判例

◎國道新設の爲にする土地收用補償金

請求訴訟の相手方に關する件

昭和二年(大)第六百八十七號

判決

大阪市西淀川區海老江町千五百十三番地

上告人 北村善政

右訴訟代理人辯護士 砂原常治郎

たる道路法第三十三條第二項を設け道路に關する一切の費用（學者の所謂道路負擔にして土地收用補償金は其の一部を構成す）を起業者にあらざる管理者たる行政廳の統轄する公共團體即ち道に於ては大阪府をして負擔せしむることに定めたる場合は補償義務者ば起業者にあらずして費用負擔者たる大阪府なりと謂はざるべからずと云ひ』同第二點は原判決は土地收用法第四十七條及道路法第三十三條を誤解し法律の適用を誤りたる違法ありと信ず蓋土地收用法第四十七條の法意を按するに土地收用法は國家が公共の利益となるべき事業の爲必要なる土地の所有權又は使用權を徵收して之を起業者に譲權的に移轉する處分にして土地所有者に對し土地收用の損失を補償するは理論上收用權の主體たる國家の爲すべきものたり唯平衡の要求上起業者は收用に依りて特別利益を得るが故に國家は之に對して報償を請求し得るものと爲さざるべからず斯の如く國家は一方に於ては土地所有者に對して收用に因る損失を補償し他方に於て起業者に對して報償を請求すべきものなりと雖無用の手續を省略する爲起業者をして直接に土地所有者に補償せしむるを妨げざるが故に土地收用法第四十七條の制定を見たる次第にして同條は全く理論に捕はれず便宜を主として制定せられたるものなるを以て（京都法學會雜誌第十三卷第五號雉本博士所說）土地收用法上の補償義務者を定むるに付ても亦理論に偏せず便宜を主として決定せざるべからず從て費用負擔者の大阪

府なる場合に於ては土地收用法上の補償義務者は大阪府なりと解し大阪府に對して補償金の支拂を請求するは一旦大阪府知事を相手方として訴訟を提起したる後大阪府をして其の費用を負担せしむることゝ爲すに比し實際上の結果同一なるのみならず手續簡單にして便宜多大なれば本訴に於ける補償義務者は大阪府なりと解するは土地收用法の精神に合致するものと謂はざるべからず之を理論上より考ふるも土地收用法第四十七條は土地收用を許されたる事業に關する法令に於て特に之が費用を支出すべき義務ある者（道路法第三十三條の費用負擔者の如き）の定なき場合に於て起業者に補償義務あることを定めたるものにして其の定ある場合に於ては起業者に補償義務なしと斷ぜざるべからず只實際に於て土地收用を許されたる事業の大多數は該事業に依る利益の享受者が起業者として事業を經營するを以て起業者を補償義務者となすが公平にして實際の便宜に合するが故に道路法第三十三條の如く起業者せらるる地方居住民なること國家財政上の見地よりして道路の新築改築修理其の他一切の費用は主として地方公共團體をして負擔せしめたるを以て道路法制定に際しても道路に關する費用は主として地方公共團體に負擔せしめ（道路法第三十三條）たるも道路の管理は道路行政上統一を要するを以て主として地方行政官廳をし

て當らしむることゝ爲したり尙道路法第三十三條は道路の爲土地を收用せられたるものに對しては府縣の直接損失の補償を爲したる後國より府縣に對し損失補償に要したる費用の支拂を要求し府縣は之が支拂の義務あることを定めたるものにあらず換言すれば道路法第三十三條は國と府縣との關係のみを規定したるに非して國府縣及補償権利者の關係を規定したるものにして同條は一定の道路に關しては國は其の費用を支出すべき義務なく府縣が之を支出すべき義務あるものとし從て其の履行を請求すべき者は府縣に對して請求すべき旨規定したるものにして決して同條は府縣事は同條及府縣制第二百二條に依る支出命令に遵ふことを要するに過ぎざる旨のみ規定したるものにあらざなり果して然らば土地收用法第四十七條と道路法第三十三條とを對比して考ふるときは本件の場合補償義務者は大阪府知事にあらずして大阪府なりと断するにあらざれば立法者が特に道路法第三十三條を制定したる趣旨を沒却し土地收用法第四十七條の律意に反するものと謂はざるべからずと云ひ同三點は原判決は道路法第四十七條を根據として大阪府知事が收用物件に對する補償義務を有することを認めたるも道路法第四十七條は道路の築造の爲め物件を收用したる場合に付規定したるものにあらずして道路法第四十五條第四十六條所定の行爲に因り生じたる損害の賠償のみに關する規定なるを以て道路法第四十七條の規定を以て直に本件土地收用の場合を律

するは失當なるのみならず假に本件の場合同條を適用するを正當なりとするも同條は原審の解釋する如く大阪府知事に補償義務あることを定めたるものにあらずして大阪府知事は三月内に補償の決定を爲すべきことを定めたるものなり蓋關係條文を對照せずして同條を解するときは原審の解釋正當ならんも同條と不可分の關係を有する同法第五十九條と對照するときは原審は同法第四十七條の解釋を誤りたること明なりと云ひ』同第四點は原判決は理由前段に於て「府縣知事は國の行政機關として國道の管理者たり土地收用に關しては起業者として之が爲め損失を蒙りたる者より訴訟を提起する場合に於ても其の相手方たる者は法律上起業者たる府縣知事なりと解せざるべからず」と説示し明に府縣知事は道路築設の爲土地を收用する場合起業者として土地收用補償金に關する訴訟の當事者たる旨判示し其の後段に於て上告人の府縣知事は訴訟當事者たる適格なく又財産を有せざるを以て判決を執行するに由なき旨の抗辯を排斥する理由に於て「國の行政機關たる府縣知事に對し訴訟を提起したるときは其は其の當事者の國なること當然にして云々」と説示せられ國が本訴の當事者たるが如く判示せられ原判決の趣旨が(1)起業者は府縣知事にして當事者又府縣知事なりとの意なるか(2)起業者は國にして當事者も亦國なりとの意なるか(3)起業者は府縣知事なるも當事者は國なりと云ふにあるか意義不明にして理由不備の不法あるのみならず原判決

の趣旨が假に(1)に在りとすれば府縣知事は國の行政機關として當事者たる適格を有せざるを以て其の失當なること明白なり(2)に在りとすれば起業者の府縣知事なる旨の説示あるも起業者の國なる旨の理由を缺如し(3)に在りとせば原審の解釋に依るときは起業は大阪府知事なるを以て土地收用法第四十七條に基き補償義務者として當事者たる者も大阪府知事なりと斷すべきに起業者は大阪知事なるも當事者は國なりと決したるは土地收用法第四十七條の規定に背反するか少くとも理由を遺脱せる不法ありと信すと云ひ』同第六點は假に上吉理由第一點及第二點の所論理由なしとするも道路法第三十三條第二項が「前項ニ規定スルモノナ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス」と規定しあるを以て法文所謂道路に關する費用の中には本件の如く道路新設の爲土地を收用したる場合に於ける損失の補償は勿論其の他道路の修繕維持管理等に要する一切の費用を含むこと疑義なきを以て道路法第三十三條第二項を規定するに際し同條が土地收用法第四十七條に對する關係を考慮し規定するときは「前項ニ規定スルモノナ除ク外道路ニ關シ土地收用ニ因ル損失ノ負擔トス」と規定すべきものなるも條文冗長に失するを以て簡單に「道路に關する費用」云々と規定したるに過ぎざるもの其の法意は前述の如くなること明なり從て土地收用法第四十七條は道路に

關する土地收用に付ては道路法第三十三條第二項に因り變更せらる本件の如く道路法第三十三條第二項所定の道路の爲め土地を使用したる場合に於て補償義務者は起業者にあらずして道路管理者たる行政廳の統轄する公共團體なりと解せざるべからずと云ひ』同第七點は本件收用に因る補償義務者は國又は國の行政機關たる大阪府知事にあらずして大阪府なりと解すべきは道路法第十條第十七條第二十條殊に同法第三十三條第三十五條及大正十一年勅令第三八六號第一條(道路法第三十三條第三項の規定に關する費用負擔の件)並大正十年内務省令第一號第一條第五條(道路費國庫補助規程)を熟讀するときは一點の疑義を容るゝ餘地なしと信ず蓋道路法は第十條に於て主務大臣の認定すべき道路を擧示し第十七條に於て主務大臣府縣知事及市町村長が道路の管理者たることを定め第二十條に於て道路の新設改築修繕及維持は原則として管理者に於て爲すべく只主務大臣に於て必要ありと認むるときは府縣知事の管理者たる国道と雖其の新設又は改築に限り主務大臣自ら爲すことを得る旨規定するを以て道路の新設又は改築の爲必要なる場合土地を收用するに際して事實上起業者の地位にある者は國の行政機關としての(1)主務大臣(2)府縣知事市町村長の二者なりと云はざるべからず而して此場合に於て土地收用法上起業者たるべきものは主務大臣府縣知事市町村長等の行政機關自體なるや或は國自體なるや疑義ありと雖其一を出でざるべし果して

然らば原審の解釋に依れば道路の爲め土地を收用したる場合は常に必ず國若くは之が行政機關たる主務大臣府縣知事市町村長に於て補償義務を負擔するものと斷ぜざるべからず然るに道路法第三十三條に依れば道路に關する費用を大別して（1）道路の新設又は改築に要する費用（2）道路の維持管理其の他一切の費用の二となし（1）の費用に對しては（A）國庫全部負擔し國庫自ら支出の任に當る場合（第三十三條第一項前段）（B）國庫之を負擔し國庫自ら支出の任に當るも管理者たる行政廳の統轄する公共團體をして其の一部を補助せしむる場合（第三十三條第一項後段同條第三項大正十一年勅令第三八六號第一條）（C）管理者たる行政廳の統轄する公共團體全部負擔し該公共團體自ら支出の任に當る場合（第三十三條第二項）（D）管理者たる行政廳の統轄する公共團體負擔し該公共團體自ら支出の任に當るも國庫其一部を補助する場合（第三十三條第二項第三十五條大正十年内務省令第一號第一條第五條）（2）の費用に對しては常に必ず管理者たる行政廳の統轄する公共團體全部之を負擔し該公共團體自ら支出の任に當るものとななり茲に上告人が國庫又は公共團體が自ら支出の任に當るとは國庫又は公共團體が支拂義務を有する謂にして道路に關する費用の請求權者は（1）の（A）及（B）の場合は國に對し（1）の（C）及（D）の場合竝（2）の場合は當該公共團體に對し其の支拂を請求すべきものなることを意味するなり蓋道路法第三十三條

第一項第二項に「國庫ノ負擔トス」「公共團體ノ負擔トス」とあるは同條第三項に「其一部ヲ負擔セシムルコトヲ得」とあるは字句同一なるも意義全然別異にして前者は國庫又は公共團體が自己の出損を以て道路費用を請求する者に對し直接支拂の義務を有する意にして後者は公共團體が國庫に對して道路費用の一部を支出すべき義務を有することとは元來同條第三項は同法第三十五條に對應する規定にして只第三十五條は國庫が公共團體を補助する規定なるに反し第三十三條第三項は公共團體が國庫を補助する規定なるも法文上公共團體が國庫を補助すと云ふは語弊あるを以て負擔なる文字を用ひたるに過ぎざるのみならず同法第三十三條第三項の規定に依る道路に關する費用負擔の件（大正十一年勅令第三八六號）第一條は公共團體は國庫に負擔額を納付し國庫自ら費用支出の任に當ることを明にし道路費國庫補助規程（大正十年内務省令第一號）第五條は國庫の補助金は公共團體の支出額に應じ之を公共團體に交付し公共團體自ら費用支出の任に當ることを明にしたる點を考ふるときは極めて明白なりと信ず而して右は道路に關する一切の費用に付説明したるものなれば其の費用の一部を構成する七地收用補償金に付ても同一に論斷すべきものにして右は道本件の場合は（1）の（D）の場合にして上告人が大阪府を相手方として本件訴訟を提起したるは正當なりと云はざるべからず次に原審の解する如く道路の爲め土地を收用したる場合は常に國又

は國の行政機關たる府縣知事市町村長が補償義務者なりと解する

は道路法第三十三條第三十五條大正十一年勅令第三八六號及大正十年内務省令第一號の規定を無視したる認論なりと謂はざるべからず蓋道路の爲め土地を收用したる場合常に必ず國又は其の行政機關が補償義務なりとせば本件の場合を律すべき道路法第三十三條第二項第三十五條大正十年内務省令第一號第一條第五條に於て國が公共團體の支出すべき道路に於ける費用を補助し公共團體をして其の支出の任に當らしむる趣旨の規定を設くる理由なきのみならず右の場合は國が道路に關する費用の支出の任に當るものとすれば道路法第三十三條第一項後段同條第三項大正十年勅令第三八六號第一條第二項の所定する如く公共團體が道路に關し負擔すべき費用の負擔額を定め國庫に納付すべき規定を設けざるべきを實際の取扱に付考ふるも本件を律すべき（一）の（D）の場合に於ては大阪府は道路法第三十五條及大正十年内務省令第一號に基き國庫の補助を受け大阪府會の協賛したる豫算に基き公共團體たる大阪府が直接道路の爲め土地收用の補償金其の他一切の費用を支出し居る次第にして決して一旦道路に要する一切の費用を大阪府より國庫に納入し國庫より右費用を支出し居らず從て國の豫算に於ては本件國道新設の爲め大阪府に對し補助すべき金額は計上しあるも本件國道新設の爲め要する一切の費用を計上し居らざる點に想到するときは此の點に關する原審の判斷が失當なること

益々明白なりと信すと云ふに在り

仍て審査するに土地收用法第八十二條は收用審査會の裁決中補償金額の決定に對して不服ある者は通常裁判所に出訴することを得べき旨及該訴訟は收容審査會に對して之を提起することを得ざる旨を定めたるに止り其所謂不服者として右訴訟を提起し得べきものは何人なりや及該訴訟に於ては何人を以て被告と爲すべきものなりやを明示せず廻ち之を明示せずと雖當該收用於ける被收用地所有者が該訴訟を提起し得べき事は固より疑なく其の被收用地所有者が原告たる場合に於ける該訴訟の被告が之に對する補償金支拂義務者たるべきことも亦多く論するを須ひす蓋前敍決定に付被收用地所有者と相反の利害を有するものは之を指て他に復た在ること無きを以てなり而して道路法第十一條第十七條第二十條に依れば國道は國の營造物にして國の行政機關たる府縣知事之が管理者と爲り其の所設改築維持修繕を爲すべきものなること明なるを以て國道に關する事業の爲め土地を收用せむとする場合に於ては右資格に於ける府縣知事其の起業者たるべきこと勿論にして從て該資格に於ける府縣知事は被收用地所有者其の他關係人の受けたる損失を補償すべきものなること土地收用法第二條第十二條第四十七條第六十條第六十二條に依り明なりとすれども主として軍事の目的を有する國道其の他主務大臣の指定する國道の新設又は改築に要するものゝ外國道に關する費用は當該道路の管理者たる

行政廳の統轄する公共團體の負擔とすることは道路法第三十三條第二項の明定するところなると共に國道の管理者が府縣知事なることは前叙の如くなるを以て前掲特殊のものを除くの外國道に關する費用は當該府縣の負擔たるべきことと言を俟たず而して右規定に所謂公共團體の負擔とすとは公共團體を以て費用金の支拂を受くべき權利者に對する直接の支拂義務者と爲すの趣旨にして之を以て管理者たる府縣知事即ちに依りて代表せらるゝ國に對する義務者と爲し一旦公共團體より國に支拂を爲さしめ更に國より如上権利者に對して支拂を爲すことを要するが如き關係を認めたるものに非ずと解するを相當とす又右規定は國道に關する事實の爲にする土地收用に基く土地收用法上の起業者の補償金支拂義務を排除するの趣旨にあらざること勿論なれば國道に關する事業の爲め土地收用法に依り土地を收用する場合に於ては起業者たる府縣知事即ちに依りて代表せらるゝ國が被收用地所有者に対する補償金支拂義務者たるは勿論公共團體たる府縣も亦同様義務者なりと謂はざるを得ざると共に前叙訴訟に於て是等義務者を總て共同被告と爲すことを要すと爲すの理由存ざるを以て被收用地所有者より前叙訴訟を提起するに當りては起業者たる國の行政機關たる府縣知事を以て被告と爲すの不可無きが如く公共團體たる府縣を以て被告と爲すも亦固より不可あること無し必ずしも前者を以て被告と爲すを要せず又兩者を以て共同被告と爲すの要あるものに非

す今本件は土地收用法に依り大阪市及神戸市間の國道改築工事の爲め收用地として公告せられたる上告人所有者に對し大阪府收用審査會に於て與へたる補償金額の決定に對し上告人に於て不服ありとして提起したる訴なること上告人の訴旨に徴し顯然たるを以て大阪府を以て被告と爲すも亦毫も防ぐるところ無きこと前段説明に照し明なる所なりとす然るに原審に於て本訴は必ず大阪府知事を以て被告と爲すことを要すと爲し依て上告人の請求を斥けたるは畢竟法律の解釋を誤り之を不當に適用したるものと謂はざるを得ずして論旨は孰れも結局理由あり原判には破毀を免れず從て當院從來の判例（大正十五年（支）第一七三號同年七月二十日判決）は之を變更すべきものとす

仍て民事訴訟法第四百七條第一項に則り主文の如く判決したり

昭和五年一月二十五日、大審院民事聯合部裁判長判事柳川勝二、判事嘉山幹一、判事池田寅二郎、判事須賀喜三郎、判事菰淵清雄、判事成道齊次郎、判事吾孫子勝、判事三橋久美、判事前田直之助、判事神谷健夫、判事佐藤共之、判事霜山精一、判事古川源太郎、判事吉田久、判事大森洪太、判事水口吉藏、判事細野長良、判事岡村玄治、判事神原甚造